

地域医療提供体制の充実を求める意見書

地域における医療提供体制については、各都道府県において医療計画を策定し、医療連携体制の構築を進めるとともに、地域医療構想の下、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携に向けた取組を進めるとされています。

また、政府においては、次の第8次医療計画から、新型コロナウイルス感染症など「新興感染症等の感染拡大時における医療」を新たな事業として、医療計画の記載事項に追加することとされました。

今後、各都道府県が策定する医療計画については、これまで以上に地域の実情把握を行った上で、今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するとともに、感染拡大時の医療需要に対応できる質の高い効率的な医療提供体制を構築することが必要となります。

しかしながら、平成30年末時点における上小医療圏の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は163.2人であり、10医療圏域中3番目に少なく、長野県平均の233.1人及び全国平均の246.7人を大きく下回っており、救急病院医師数についても対人口比において他の医療圏に比べ圧倒的に少なく、救急医療体制が十分に行き届いていない状況にあります。

よって、県におかれては、地域住民がその生活圏内で安心・安全な医療サービスを受けることができる体制確保に向け、下記の事項について実施されるよう強く要望します。

記

- 1 策定する次期医療計画において、医師確保及び医師の偏在是正対策を示すこと。
- 2 地域医療構想の見直しに当たっては、救急・災害医療提供体制について考慮するとともに、自治体ごとの患者の受療動向や医療需要の推計データ等の構想区域を設定するために必要なデータを明らかにして検討すること。また、その検討経過を公表すること。
- 3 地域医療の充実に向け、体制整備のための予算措置を講ずること。また、予算措置のための必要な働きかけを国に対して積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月20日

上田市議会議長 土屋勝浩